

**川崎重工業株式会社**

2026年7月2日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦  
コ ー ド 番 号 7012 東証プライム・名証プレミア  
問 合 せ 先 責 任 者 コーポレートコミュニケーション総括部長  
勝野 弘之  
【東京】TEL 03-3435-2130  
【神戸】TEL 078-371-9531

**海外募集による新株式の発行並びに  
2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び  
2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（トランジションCB）  
の発行に関するお知らせ**

当社は、2026年7月2日開催の当社取締役会において、海外募集による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行並びに2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2031年満期新株予約権付社債」といいます。）及び2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（トランジションCB）（以下「2033年満期新株予約権付社債」といい、2031年満期新株予約権付社債と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下、本新株式の発行と本新株予約権付社債の発行を併せて「本海外募集」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

**【本海外募集の背景及び目的】**

当社は、グループミッションとして「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”」を掲げ、広範な領域における高度な総合技術力によって、地球環境との調和を図りながら、豊かで美しい未来社会の形成に向けて新たな価値を創造することを目指しています。当社は当該ミッションに基づき、2020年に制定した「グループビジョン2030」（以下「本ビジョン」といいます。）の実現、及びさらに先の未来を創るため、社会課題に対するソリューションの創出とそれを支える体制づくりに取り組んでまいりました。本ビジョンのもと、2025年度においては、航空宇宙システム事業やエネルギーソリューション&マリン事業、精密機械・ロボット事業が力強く成長し、売上収益及び事業利益ともに過去最高を更新いたしました。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

今後のさらなる飛躍に向け、「防衛・防災」、「エネルギー」、「半導体」、「ヘルスケア」、「航空・宇宙」といった事業領域に対し、当社の強みとなる「水素関連技術」、「フィジカル AI」、「ロボティクス」、「フィジカル AI を活用した先進的生産技術」といった戦略軸を横串として通すとともに、投資を拡大してまいります。そして複合的なソリューションの創出を加速することで、「エネルギー安全保障・カーボンニュートラル」、「人手不足・少子高齢化」、「国土強靱化・防衛」といった社会課題に対するソリューションの提供につなげてまいります。

短中期的には、旅客需要が回復から拡大フェーズへ移行した民間航空機・民間航空エンジン事業、AI データセンター向けの需要が急拡大しているガスタービン事業、AI の高度化によって高成長局面にある半導体製造装置向けロボット事業、及び世界的なエネルギートランジションを背景に LPG・アンモニア運搬船等の高付加価値船の需要が拡大している船舶海洋事業に対してフィジカル AI の活用を含めた投資を行い、さらなる事業規模の拡大につなげてまいります。

また、中長期的な成長領域として、特にフィジカル AI の社会実装 (①)、エネルギー安全保障・カーボンニュートラルの実現に向けた液化水素サプライチェーンの構築 (②) に注力いたします。

#### ① フィジカル AI

当社は総合重工業メーカーとして多様な事業領域に製品・サービスを展開しており、様々な生産現場から生み出される、豊富な現場データ及び経験、知見を有しております。当社は、世界有数のシェアを誇る半導体製造装置向けロボットの販売・サービスを展開するとともに、2026 年 5 月には、米国・シリコンバレーにおいて、フィジカル AI の社会実装を推進する拠点「Kawasaki Physical AI Center San Jose」を開設し、AI 開発を行う世界のトッププレイヤーやアカデミアとの協業を推進しています。これらの長年蓄積してきた製造現場に関するデータやノウハウ及びグローバルなパートナーシップを通じて、自社及び他社向けに当社グループの製品とフィジカル AI を組み合わせた、現場に根ざした革新的なソリューションを提供し、多様な社会課題の解決と持続的な事業成長の両立に取り組んでまいります。その実現に向け、今後も、R&D や戦略的アライアンスなどフィジカル AI への投資を積極的に拡大し、社会実装に向けた取り組みを一層加速してまいります。

#### ② 液化水素サプライチェーンの構築

当社子会社の日本水素エネルギー株式会社により、液化水素サプライチェーン構築に向けた商用化実証事業<sup>(注)</sup>が進んでおります。NEDO グリーンイノベーション基金事業への採択等を通じて、日本政府の協力も得ながら川崎市扇島地区において、世界最大級の液化水素貯蔵タンク、海上荷役設備、水素液化設備などを備えた、世界初となる商用規模の液化水素基地「川崎 LH<sub>2</sub> ターミナル」の建設が始まっているほか、液化水素運搬船の建造も開始しております。当社は今後到来する水素社会を新たな収益機会と捉え、着実に歩みを進めております。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(注) 液化水素サプライチェーン構築に向けた商用化実証事業の事業規模は約 3,000 億円であり、そのうち約 2,200 億円が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) のグリーンイノベーション基金から補助されま  
す。

#### 【調達資金の使途】

本新株式の発行による手取概算額約 927 億円 (注) については、2029 年 3 月末までに、各事業の成長を支える生産基盤の強化に向けた設備投資資金に充当する予定です。この設備投資には、戦略軸に沿った自社工場へのロボティクス、フィジカル AI を活用した先進的生産技術等の導入が含まれます。これらは自社の生産能力の拡大、生産効率の最大化だけでなく、そこで得た運用データや知見を活用し、お客様向けのフィジカル AI、ロボティクス、量産自動化を活用したソリューションの最適化・付加価値の最大化を実現していくことも目的としております。具体的には、( i )民間航空機及び民間航空エンジン事業の基幹拠点である岐阜、名古屋、西神、明石の各工場における増産・生産効率化に向けた設備投資資金、( ii )ガスタービン事業の生産能力拡大に向けた明石工場の設備投資資金、( iii )半導体製造装置向けロボットの増産対応を含むロボット関連事業の西神戸工場における設備投資資金、( iv )造船事業における基幹拠点である坂出工場の液化水素運搬船や LPG・アンモニア運搬船といった次世代エネルギー運搬船の建造体制強化に向けた設備投資資金、( v )残額が生じた場合には運転資金に充当する予定です。

また、本新株予約権付社債の発行による調達資金約 1,010 億円については、2031 年 3 月末までに、エネルギー安全保障・カーボンニュートラルの実現に向けた液化水素サプライチェーンの構築及びフィジカル AI の実装に向けた資金に充当する予定です。このうち、2031 年満期新株予約権付社債については、( i )約 200 億円を当社子会社の日本水素エネルギー株式会社への投融資を通じた液化水素サプライチェーン構築に向けた商用化実証事業、及びその他カーボンニュートラル関連投資資金に充当する予定です。( ii )約 305 億円については、フィジカル AI の開発に向けた研究開発費、アライアンス拡大に向けた投融資資金、及び借入金の返済資金又は社債の償還資金に充当する予定です。2033 年満期新株予約権付社債については、約 505 億円を当社子会社の日本水素エネルギー株式会社への投融資を通じて、液化水素サプライチェーンの構築に向けた商用化実証事業に充当する予定です。

(注) 本新株式の発行による手取概算額は 2026 年 7 月 1 日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

#### 【本海外募集の狙い】

当社は、上記目的の達成及び資金使途に充当するための資金調達手段を検討した結果、財務体質を強固なものにしつつも、発行後の一株当たり利益の希薄化の抑制、将来の柔軟な財務戦略の選択肢の確保及び調達コストの抑制も可能とする、本新株式及び本新株予約権付社債の同時発行が最も適した手法であるも

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。その場合には、英文目録見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

のと判断いたしました。なお、本海外募集は以下のような特徴を有します。

- ① 本新株式発行により、上記目的の実現及びその先の成長に必要となる資金調達と資本増強がなされること
- ② 本新株予約権付社債は、将来の株価上昇局面で株式へ転換された場合には更なる資本拡充がなされること
- ③ 本新株予約権付社債について、時価を上回る転換価額を設定することで、一株当たり利益の希薄化を極力抑制し、既存株主に配慮した設計であること
- ④ 本新株式の発行に加えて、本新株予約権付社債も同時に発行することで、当社の資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略における柔軟性向上が期待できること
- ⑤ 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化が図られること

なお、当社の投資家層の多様化を図る観点から、本海外募集は、海外市場の投資家のみを対象としています。また、本新株式及び本新株予約権付社債の発行条件は、その決定に際し互いに影響を与えうるため、同日に決定される予定です。

#### 【トランジション CB について】

本新株予約権付社債のうち 2033 年満期新株予約権付社債は、世界で初めてとなる、クライメート・トランジション・ボンド・ガイドラインに則した転換社債型新株予約権付社債（以下「トランジション CB」といいます。）です。

当社は、2026 年 3 月にサステナブルファイナンスにおけるマスターフレームワークを改訂し、透明性と客観性を確保するため、株式会社日本格付研究所より関連する原則等への適合性に関する第三者評価を取得いたしました。本改訂にあたって、ストラクチャリング・エージェントとしてみずほ証券株式会社より支援を受けております。2033 年満期新株予約権付社債は、当該マスターフレームワークに基づき発行するトランジション CB です。

当社のマスターフレームワークについては下記をご参照ください。

- マスターフレームワーク（2026 年 3 月改訂版）  
[https://www.khi.co.jp/ir/finance/pdf/masterfw\\_02.pdf](https://www.khi.co.jp/ir/finance/pdf/masterfw_02.pdf)
- マスターフレームワーク評価（株式会社日本格付研究所ウェブサイト）  
<https://www.jcr.co.jp/greenfinance>

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

## 記

### I. 海外募集による新株式の発行

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 37,350,000 株
2. 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2026 年 7 月 14 日から 2026 年 7 月 16 日までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
3. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 募集方法 海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集とし、Nomura International plc 及び Mizuho International plc を共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする引受人（以下「引受人」という。）に全株式を総額個別買取引受けさせる。  
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（当該価格が 3,000 円超の場合は 1 円単位として 1 円未満の額を切り捨て、3,000 円以下の場合は 0.5 円単位として 0.5 円未満の額を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

5. 引受人の対価 引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
6. 払込期日 2026年7月22日から2026年7月24日までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
7. 申込株数単位 100株
8. 株式受渡期日 上記払込期日の翌営業日とする。
9. 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格（募集価格）、その他本新株式の発行に必要な一切の事項の決定については、当社の代表取締役副社長執行役員に一任する。

## II. 2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

### 1. 社債の名称

川崎重工業株式会社2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の101.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2026年7月31日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

Mizuho International plc及びNomura International plcを共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは、幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の103.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

5,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7.(7)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026年7月31日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役副社長執行役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する（以下「当初転換価額」という。）。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前における当社普通株式の終値（下記7.(4)（イ）に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{発行又は 処分株式数} \times \text{1株当たりの 払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、組織再編等（下記7.(4)(二)に定義する。）、上場廃止事由（下記7.(4)(ホ)に定義する。）又はスクイーズアウト事由（下記7.(4)(へ)に定義する。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年8月14日から2031年7月17日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7.(4)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年7月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできな

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

い。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記7.(4) (二) (b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4) (ハ)と同様の調整に服する。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。その場合には、英文目録見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2031年7月31日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、30連続取引日(以下に定義する。)のうち20取引日において当該各取引日に適用のある上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該30連続取引日の末日から30日以内に受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2029年7月31日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(二) 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、(i)各本新株予

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。その場合には、英文目録見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、(ii)上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定）により(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

#### (ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（以下「上場廃止事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、(i)各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、(ii)上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。その場合には、英文目録見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本（ホ）記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本（ホ）記載の償還義務及び上記（二）又は下記（ヘ）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記（二）又は下記（ヘ）の手続が適用されるものとする。

#### （ヘ）スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議（若しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定）がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

（ト）当社が上記（イ）乃至（ヘ）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記（ハ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記（二）若しくは（ヘ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。その場合には、英文目録見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

合又は上記（ホ）（イ）乃至（iv）記載の事由が発生した場合には、以後上記（イ）乃至（ハ）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。その場合には、英文目録見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(□) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13)社債管理者

本社債については、社債管理者は定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

10. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

### Ⅲ. 2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

#### 1. 社債の名称

川崎重工業株式会社2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下Ⅲ.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

#### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の101.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

#### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

#### 4. 社債の払込期日及び発行日

2026年7月31日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

#### 5. 募集に関する事項

##### (1) 募集方法

Mizuho International plc及びNomura International plcを共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは、幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

##### (2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の103.5%

#### 6. 新株予約権に関する事項

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

5,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7.(7)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円を除した個数の合計数

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(3) 新株予約権の割当日

2026年7月31日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役副社長執行役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する（以下「当初転換価額」という。）。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前における当社普通株式の終値（下記7.(4)（イ）に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcc} & & \begin{array}{c} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ & & \text{時 価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、組織再編等（下記7.(4)（二）に定義する。）、上場廃止事由（下記7.(4)（ホ）に定義する。）又はスクイーズアウト事由（下記7.(4)（ヘ）に定義する。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年8月14日から2033年7月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7.(4)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

下記7.(4) (ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。) 、②下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2033年7月15日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7.(4)(二)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書（以下「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2033年7月29日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、30連続取引日（以下に定義する。）のうち20取引日において当該各取引日に適用のある上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該30連続取引日の末日から30日以内に受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2031年7月31日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12) (イ) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12) (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

## (二) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6.(8) (イ) 記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、(i)各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、(ii)上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定）により(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものが承認されることをいう。

## (ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（以下「上場廃止事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、(i)各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、(ii)上記償還日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から償還期限（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本（ホ）記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本（ホ）記載の償還義務及び上記（二）又は下記（ヘ）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記（二）又は下記（ヘ）の手続が適用されるものとする。

#### （ヘ）スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議（若しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定）がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

該スクイズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、(i)各本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、(ii)上記償還日(同日を含む。)から償還期限(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から償還期限(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

(ト)当社が上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(二)若しくは(ハ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

#### (5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

#### (6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

#### (7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

#### (8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないとは判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13)社債管理者

本社債については、社債管理者は定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

10. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(ご 参 考)

1. 今回の新株式の発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	839,609,000 株 (2026 年 7 月 2 日時点)
新株式の発行による増加株式数	37,350,000 株
新株式の発行後の発行済株式総数	876,959,000 株

2. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株式の発行による手取概算額約 927 億円 (注) については、2029 年 3 月末までに、各事業の成長を支える生産基盤の強化に向けた設備投資資金に充当する予定です。この設備投資には、戦略軸に沿った自社工場へのロボティクス、フィジカル AI を活用した先進的生産技術等の導入が含まれます。これらは自社の生産能力の拡大、生産効率の最大化だけでなく、そこで得た運用データや知見を活用し、お客様向けのフィジカル AI、ロボティクス、量産自動化を活用したソリューションの最適化・付加価値の最大化を実現していくことも目的としております。具体的には、(i)民間航空機及び民間航空エンジン事業の基幹拠点である岐阜、名古屋、西神、明石の各工場における増産・生産効率化に向けた設備投資資金、(ii)ガスタービン事業の生産能力拡大に向けた明石工場の設備投資資金、(iii)半導体製造装置向けロボットの増産対応を含むロボット関連事業の西神戸工場における設備投資資金、(iv)造船事業における基幹拠点である坂出工場の液化水素運搬船や LPG・アンモニア運搬船といった次世代エネルギー運搬船の建造体制強化に向けた設備投資資金、(v)残額が生じた場合には運転資金に充当する予定です。

また、本新株予約権付社債の発行による調達資金約 1,010 億円については、2031 年 3 月末までに、エネルギー安全保障・カーボンニュートラルの実現に向けた液化水素サプライチェーンの構築及びフィジカル AI の実装に向けた資金に充当する予定です。このうち、2031 年満期新株予約権付社債については、(i)約 200 億円を当社子会社の日本水素エネルギー株式会社への投融資を通じた液化水素サプライチェーン構築に向けた商用化実証事業、及びその他カーボンニュートラル関連投資資金に充当する予定です。(ii)約 305 億円については、フィジカル AI の開発に向けた研究開発費、アライアンス拡大に向けた投融資資金、及び借入金の返済資金又は社債の償還資金に充当する予定です。2033 年満期新株予約権付社債については、約 505 億円を当社子会社の日本水素エネルギー株式会社への投融資を通じて、液化水素サプライチェーンの構築に向けた商用化実証事業に充当する予定です。

(注) 本新株式の発行による手取概算額は 2026 年 7 月 1 日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法 (その後の改正を含む) (以下「証券法」といいます。) に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本海外募集による2027年3月期連結業績予想の変更はありません。当社グループの財務体質を改善、強化し、中長期的な成長と収益性改善に資するものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、企業価値の向上、すなわち資本コストを上回る利益を将来にわたって安定的に創出していくことを経営の基本方針に掲げており、将来の成長のための戦略的投資を通じた長期的な株主価値の向上による株主還元を経営の重要課題の一つとしています。

長期的な株主価値向上と安定的な配当を両立するため、株主還元に関しては株主資本配当率(DOE※)4%を目安として実施してまいります。

$$\text{※DOE} = \frac{\text{年間配当総額}}{\text{親会社の所有者に帰属する持分合計} - \text{その他の資本の構成要素}}$$

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末の年2回を基本的な方針とし、配当の決定機関は、中間は取締役会、期末は株主総会としています。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、安定的な配当の継続に努めたくうえで、成長投資及び研究開発投資、財務基盤の強化などに活用し、企業価値の向上を図ってまいります。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
基本的1株当たり当期利益	30.30円	105.08円	129.41円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	50.00円 (20.00円)	150.00円 (70.00円)	171.00円 (75.00円)
実績連結配当性向	33.0%	28.5%	26.4%
親会社所有者帰属持分利益率	4.2%	13.2%	13.7%
親会社所有者帰属持分配当率	1.4%	3.8%	3.6%

- (注) 1. 数値は、国際会計基準(IFRS)により作成された連結財務諸表に基づいています。
2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割(以下「本株式分割」という。)を行っています。このため、上表の基本的1株当たり当期利益は2024年3月期の期首に本株式分割が行われたと仮定して算出しています。なお、1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金は本株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。なお、当該数値は2024年3月期の期首に本株式分割が行われたと仮定して算出しております。
4. 親会社所有者帰属持分利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分合計(期首の親会社の所有者に帰属する持分合計と期末の親会社の所有者に帰属する持分合計の平均)で除した数値です。
5. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社所有者帰属持分(期首の1株当たり親会社所有者帰属持分と期末の1株当たり親会社所有者帰属持分の平均)で除した数値です。なお、当該数値は2024年3月期の期首に本株式分割が行われたと仮定して算出しております。

#### 4. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始 値	2,917円	5,016円	9,065円 □2,851.0円	3,047円
高 値	5,137円	10,035円	18,830円 □3,003円	3,479円
安 値	2,739円	3,692円	5,980円 □2,826.0円	2,630.0円
終 値	5,097円	8,928円	15,195円 □2,897.0円	2,698.5円
株価収益率 (連結)	33.6倍	17.0倍	22.4倍	—

(注) 1. 2027年3月期の株価については、2026年7月1日現在で表示しております。

2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。なお、当該数値は2024年3月期の期首に本株式分割が行われたと仮定して算出してあります。また、2027年3月期に関しては、未確定のため記載していません。

3. 株価は、全て東京証券取引所プライム市場におけるものです。

4. 2026年3月期の□印は、本株式分割による権利落後の株価を示しています。

### (4) ロックアップについて

本新株式の発行に関連して、当社は、引受人に対し、発行価格等決定日に始まり、2026年7月31日(当日を含みます。)から起算して180日目の日に終了する期間中、引受人を代表するNomura International plc及びMizuho International plcの事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、本海外募集、株式分割、新株予約権(本新株予約権付社債に係る新株予約権を含みます。))の行使による新株式発行等を除きます。)を行わない旨合意する予定です。

また、本新株予約権付社債の発行に関連して、当社は、幹事引受会社に対し、幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日に始まり、2026年7月31日(当日を含みます。)から起算して180日目の日に終了する期間中、幹事引受会社を代表するMizuho International plc

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含む)(以下「証券法」といいます。)に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

及び Nomura International plc の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本海外募集、株式分割、新株予約権（本新株予約権付社債に係る新株予約権を含みます。）の行使による新株式発行等を除きます。）を行わない旨合意する予定です。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。